平成27年9月定例月議会提出条例のあらまし

- 議案第55号 大東市事務分掌条例の一部を改正する条例
 - ・・(1)機構改革に伴い、地方創生局を新設します。
 - (2) この条例は、平成27年10月1日から施行します。
- 議案第56号 大東市個人情報保護条例の一部を改正する条例
 - ・・(1) 特定個人情報の収集の制限、利用の制限、提供の制限等について規定します。
 - (2) この条例は、平成27年10月5日から施行します。
- 議案第57号 大東市市税条例の一部を改正する条例
 - ··(1) 旧3級品の製造たばこに係る税率を変更します。
 - (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の制定に伴い、必要となる事項について規定します。
 - (3) この条例は、平成28年1月1日から施行します(一部を除く。)。
- 議案第58号 大東市手数料条例の一部を改正する条例
 - ··(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く通知カードおよび個人番号カードの再交付に関する手数料について規定します。
 - (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳カードの交付 に関する手数料を廃止します。
 - (3) この条例は、平成27年10月5日から施行します(一部を除く。)。